

令和7年度

香川県教育委員会

免許法認定講習

(特別支援学校教諭)

実施要項

香川県教育委員会

令和7年度 香川県教育委員会免許法認定講習 (特別支援学校教諭)実施要項

1 目的

特別支援学校教員及び小・中学校特別支援学級担当教員等を対象として、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭二種及び一種免許状を取得、または領域の追加をするための所要単位を修得させるとともに、その資質の向上を図ることを目的としています。

指標：Ba,Bb,ア

2 主催

香川県教育委員会

3 開設科目、単位数、定員、開設期間

	実施形態	教育職員免許法施行規則第7条 の表の区分 (特別支援教育に関する科目)	開設科目	単位数	定員	開設期間
講義1	オンライン型	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目 *知・肢・病・視の免許状取得希望者は第3欄として設定可。	聴覚障害児の教育課程及び指導法 (中心となる領域:聴覚障害)	1	100名	8月5日(火) 8月6日(水) (講義16時間)
講義2	オンライン型	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	知的障害児の教育総論 (中心となる領域:知的障害)	1	100名	8月30日(土) 8月31日(日) (講義16時間)
講義3	集合型	(第3欄) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・発達障害児の教育総論 (中心となる領域:重複・発達障害等)	1	80名	9月6日(土) 9月7日(日) (講義16時間)
講義4	集合型	(第1欄) 特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論 (中心となる領域:全領域)	1	80名	9月13日(土) 9月14日(日) (講義16時間)
講義5	オンライン型	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目 *知・肢・病・聴の免許状取得希望者は第3欄として設定可。	視覚障害児の心理・生理及び病理 (中心となる領域:視覚障害)	1	100名	9月27日(土) 9月28日(日) (講義16時間)
講義6	集合型	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	肢体不自由児の教育総論 (中心となる領域:肢体不自由)	1	80名	10月4日(土) 10月5日(日) (講義16時間)

4 会場

【講義3】9月6日(土)・7日(日) 香川県教育センター第1・第2中研修室(高松市郷東町587-1)

【講義4】9月13日(土)・14日(日) 香川県教育センター第1・第2中研修室(高松市郷東町587-1)

【講義6】10月4日(土)・5日(日) 香川大学教育学部331講義室(高松市幸町1-1)

※オンライン型については、会場の設営はいたしません。ご注意ください。

5 日程

時間	8:30	8:50	9:10	10:40	10:55	12:25	13:35	15:05	15:20	16:50
第1日	受付	オリエンテーション	講義①②	休憩	講義③④	昼食	講義⑤⑥	休憩	講義⑦⑧	退室
第2日		受付	講義⑨⑩	休憩	講義⑪⑫	昼食	講義⑬⑭	休憩	講義⑮⑯	退室

※講義1、2、5のオンライン型については、8:00~入室できます。

6 講師

	期間	科目	講師	所属
講義1	8/5・6	聴覚障害児の教育課程及び指導法	加藤 哲則	愛媛大学教育学部教授
講義2	8/30・31	知的障害児の教育総論	山口 明乙香	高松大学発達科学部教授
講義3	9/6・7	重複・発達障害児の教育総論	加藤 隆芳(9/6)	香川大学大学院教育学研究科准教授
			恵羅 修吉(9/7)	香川大学大学院教育学研究科教授
講義4	9/13・14	特別支援教育の基礎理論	小方 朋子	香川大学教育学部教授
講義5	9/27・28	視覚障害児の心理・生理及び病理	恵羅 修吉	香川大学大学院教育学研究科教授
講義6	10/4・5	肢体不自由児の教育総論	加藤 隆芳	香川大学大学院教育学研究科准教授

7 受講資格(香川県内の学校・園・所に勤務する者のみの募集とします。)

- (1) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状(基礎となる免許状)を有し、特別支援学校教諭の二種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者
- (2) 特別支援学校教諭二種免許状を有し、特別支援学校教諭の一種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者
- (3) 特別支援学校教諭の免許状を有している者のうち、領域の追加を希望する者
 ※認定講習期間中において産休、育休若しくは病休を取得している者、又は休職している方は除きます。
 ※基礎となる免許状を有する養護教諭、寄宿舎指導員、実習助手、特別支援教育支援員も受講対象者です。ただし、申込者が定員を超える場合には、教諭、講師を優先します。
 ※免許の取得に必要な勤務年数を満たしていなくても受講・単位の修得は可能です。

8 単位の認定方法と免許状の取得に関わる条件

- (1) 受講者のうち、各科目について講義時間数の5分の4以上出席したものを審査の対象とし、試験又は、指示された課題についてレポート等を提出して審査を受けた後、合格した者に1単位を授与します。
- (2) 二種免許状取得には、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得後、**教員**(教諭、講師)として通算3年以上の勤務年数が必要であり、教育職員免許法施行規則第7条に定める、第2欄に掲げる科目を1または2単位以上および、第3欄に掲げる科目を1単位以上修得し、合計6単位の修得が条件となります。

- (3) 一種免許状取得には、当該領域の二種免許状を有し、しかもその二種免許状取得後、取得しようとする領域の特別支援学校の教員として通算3年以上の勤務年数が必要であり、かつ、(2)と同様に合計6単位の修得が条件となります。
- (4) 新教育領域の追加をする場合は、特別支援学校の教員として1年間以上の勤務実績が必要であり(二種免許に追加する場合は幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含む。一種免許状に追加をする場合は、追加する当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として1年間以上の勤務が必要。)、かつ、教育職員免許法施行規則第7条第5項第1号に定める単位の修得(視覚・聴覚領域の追加はそれぞれ二種が2単位、一種が4単位以上、知・肢・病はそれぞれ二種が1単位、一種が2単位以上)が条件となります。

9 申込方法及び注意事項等

(1) 申込方法

※受講希望者による申込みと、所属長による受講希望者一覧(様式1)の提出が必要となります。

<受講希望者>

①所属長に報告

受講を希望する旨を、所属長に報告する。



②受講申請

下記申込みフォームで必要事項を回答し、申請する。

【申込フォームアドレス】

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdaTzpygFgVgT8rK aT_XW57-eismj8_pVRHnruTymxelBvAg/viewform?usp=header

※回答後、フォームから入力内容について確認メールが届きます。

※入力の際の不具合、入力後の変更等は、特別支援教育課 認定講習担当TEL(087)832-3757までご連絡ください。



③返信用封筒の送付

返信用封筒を9(4)返信用封筒送付先まで送付する。(受講決定通知用として使用します。)

(長3型。110円分の切手貼付、自宅の住所・受講者名を明記すること、受講者名には「様」を付記すること。)

※フォームでの申込みが難しい方

受講申込書(様式2)に記載し、受講決定通知用の封筒(長3型。110円分の切手貼付、自宅の住所・受講者名を明記すること、受講者名には「様」を付記すること。)を同封し9(4)返信用封筒送付先まで、送付する。



④Plant(全国教員研修プラットフォーム)のIDの所持者は、受講決定後に、重ねてPlant上での受講申し込みを行う

7月22日ごろまでに、特別支援教育課より受講決定通知に関する文書が受講者の自宅に送付される。

※受講が決定した講座を必ずご確認ください。

※本認定講習は、研修履歴の記録必須研修であるため、PlantのID所持者は必ずPlant上でも受講申し込みを行う必要があります。詳細は、「10 研修受講履歴システム(Plant)について」をご確認ください。

<所属長>

①受講希望者一覧(様式1)の送付

学校での受講希望者を取りまとめて、受講希望者一覧(様式1)を作成し、Excelファイルにて特別支援教育課担当者までメール送付する。

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課 認定講習担当

Email : vc1302@pref.kagawa.lg.jp (ブイシー1302です。ご注意ください。)



②受講決定後に、Plant(全国教員研修プラットフォーム)のIDの所持者に対して、管理職アカウントにて承認を行う。

7月22日ごろまでに、特別支援教育課より学校・園・所の代表メールに、Plantによる研修の承認に関する文書を送付します。記載する期日までに、PlantのIDの所持者に対して承認をお願いします。

(2) 受講者の決定

定員を超える場合、受講者の調整をさせていただきます。

(3) 申込期限

<受講希望者>

○フォームでの申込み : 令和7年7月4日(金)17:00

○返信用封筒の送付 : 令和7年7月4日(金)必着

※受講申込書(様式2)で申込みの場合は、令和7年7月4日(金)必着

<所属長>

○受講者一覧(様式1)の送付 : 令和7年7月4日(金)17:00

(4) 返信用封筒送付先

〒760-8582 高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎
香川県教育委員会事務局 特別支援教育課 認定講習担当あて

(5) 問い合わせ先

① 認定講習の実施に関すること・講義の欠席、遅刻等の連絡

TEL(087)832-3757 特別支援教育課 認定講習担当

② 免許状の取得・申請に関すること

TEL(087)832-3744 義務教育課 免許担当

(6) 香川県教育委員会特別支援教育課のWebページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>



10 Plant(全国教員研修プラットフォーム)での受講申込みについて

本認定講習は、研修履歴の記録必須研修となっています。PlantのIDを所有する方は、受講決定通知に関する文書でお知らせする受講決定講座について、重ねて、Plant上でも受講申込みを行い、受講履歴として記録する必要があります。

受講決定通知の際に、Plantでの入力方法等についてもお知らせいたします。

※なお、PlantのID所持の有無について不明な場合は、必ず所属先で確認してください。PlantのIDをお持ちでない方の研修履歴の記録に関しても、所属先にお尋ねください。

11 その他

- (1) オンライン型の講義の際には「Cisco Webex」を使用します。安定したインターネット環境（光回線等）が整っている場所で、Webカメラ・マイクの機能があるPC等をご使用ください。

オンラインの不具合等による受講中止の場合は、当課は責任を負いかねますので、ご了承ください。

なお、オンライン型の講義受講者対象に、通信テストを行います。いずれかの通信テスト日に必ずご参加ください。

<通信テスト予定日>

令和7年7月29日(火) 15:00 ~ 18:00

8月 4日(月) 15:00 ~ 18:00

8月28日(木) 15:00 ~ 18:00

9月24日(水) 16:00 ~ 19:00

※日時については、変更する可能性があります。詳細は受講決定通知の際にお知らせします。

- (2) 各講義の詳細（オンライン型の講義資料の情報含む）については、事前に勤務校（園・所）の代表メールアドレス先へお送りします。資料は、受講者のためのものです。他の方との共有はお控えください。
- (3) 講義の録音・録画は、ご遠慮ください。
- (4) 各講義の第1日目に行うオリエンテーションには、受講者全員必ず参加してください。
- (5) 受講料は無料としますが、教材費等が必要な場合は、受講者の実費負担とさせていただきます。
- (6) 申込み後、当課からの受講決定通知に関する文書が送付される前に受講できないことが明らかになった場合は、所属長を通じて速やかに上記9(6)①認定講習担当まで連絡してください。
- (7) 当課から受講決定通知に関する文書を送付した後に、やむを得ない事由により受講を取りやめる場合は、速やかに上記9(5)①認定講習担当まで連絡の上、所属長を通じて受講辞退届（様式3）を提出してください。
- (8) 悪天候や非常災害、通信環境の状況等により、講義を中止することがあります。中止連絡や準備物の追加などの緊急連絡は、香川県教育委員会特別支援教育課のWebページで行うので、講義当日まで定期的に確認してください。なお、当課から個別に連絡する場合がありますので、申込みの際には、当日確実に連絡が取れる電話番号を明記してください。
- (9) 受講に係る勤務態様は、所属により異なりますので、各所属長等に確認してください。
- (10) 集合型の講義については、発熱や風邪症状等、体調不良の方は受講を控えていただきますようお願いいたします。

特別支援学校教諭二種免許状及び一種免許状取得、領域の追加に関する参考資料

Ⅰ 認定講習による免許状取得に必要な最低修得単位数(香川県)

- 二種免許状取得は**6単位** (重複・発達障害等の講座は必修)
- 一種免許状取得は、二種免許状取得者で6単位 (基礎理論+重複・発達障害等の講座は必修)

免許法に定める科目区分		担任可能領域	二種免許状	一種免許状	備考
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域	(1単位)	1単位	二種免許状には必修ではないが、単位数としては合算可。
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	1単位	左記のA欄を1単位B欄を1単位とする必要があるが、Cが開設される場合(香川など)において、A・Bを包含したものとして考えることができる。しかし、修得単位数は1単位である。
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位	1単位	
		A 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	(1単位)	(1単位)	
		B 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	(1単位)	(1単位)	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	1単位	重複・発達障害等の講座は必ず修得しなければならない。
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	全領域	0	0	教員としての在職経験を勘案。 → 実務検定

※ □の単位は必須の科目

2 香川県教育委員会免許法認定講習単位の取得方法について【参考】

ア 香川県の免許法認定講習で開設する科目(計9科目のうち1年間に6科目ずつ開設している)

	科 目	単位数
A	重複・発達障害等に関する科目(区分:教育課程・指導法/心理・生理・病理)	1
B	知的障害に関する科目(区分:教育課程・指導法/心理・生理・病理)	1
C	肢体不自由に関する科目(区分:教育課程・指導法/心理・生理・病理)	1
D	病弱に関する科目(区分:教育課程・指導法/心理・生理・病理)	1
E	視覚障害に関する科目(区分:教育課程・指導法)	1
F	視覚障害に関する科目(区分:心理・生理・病理)	1
G	聴覚障害に関する科目(区分:教育課程・指導法)	1
H	聴覚障害に関する科目(区分:心理・生理・病理)	1
I	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1

イ **二種免許**を取得する場合の取得モデル

- 取得のためには、実務検定として、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有し、対応した校種の教員(教諭・講師)として通算して**3年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。

※養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員、特別支援教育支援員(介助員、学習支援員等)は勤務実績に含まれない。

※申請には満1年単位(月の1日~12ヵ月後の末日)の在職年数が必要。講師について任用期間が1年に満たない場合(ex4月1日~3月30日)、不足日数を補う在職期間が必要となる。療養休暇や育児休業等の期間は勤務実績に含まれない。

取得領域		単位数	I	2	3	4	5	6	合計
特 支 二 種 免 許 状	知的障害に関する教育の領域	A	B	C~Iから4単位選択				6単位	
	肢体不自由に関する教育の領域	A	C	B・D~Iから4単位選択				6単位	
	病弱に関する教育の領域	A	D	B・C・E~Iから4単位選択				6単位	
	視覚障害に関する教育の領域	A	E	F	B~D・G~Iから3単位選択			6単位	
	聴覚障害に関する教育の領域	A	G	H	B~F・Iから3単位選択			6単位	

※ 塗りつぶしの科目は、各領域の免許を取得するために必須の科目である。

※ 単位の選択によっては、他の領域の免許状も併せて取得できる。

【取得例①】令和7年度開設の6講座全ての単位を修得した場合

※知的障害領域と肢体不自由領域の免許を取得することが可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	☆	☆	☆			☆	☆		☆

☆・・・必須講座

【取得例②】聴覚障害領域の免許状を取得したい場合→ A、G、Hを含む計6単位が必要

※塗りつぶしの科目の取得で、肢体不自由領域と視覚障害領域の免許を取得することが可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	☆	○	○			○	☆		○
令和8年度開講科目	○	○	○	○	○			☆	

☆・・・必須講座

【取得例③】知肢病視聴 全領域の免許状を取得したい場合→ A、B、C、D、E、F、G、Hの取得が必須
 ※塗りつぶしの科目の取得で全領域の免許を取得することが可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	☆	☆	☆			☆	☆		○
令和8年度開講科目	○	○	○	☆	☆			☆	

☆・・・必須講座

ウ **一種免許**を取得(上進)する場合の取得モデル

○ 実務検定として、当該領域の特別支援学校教諭二種免許状を有し、しかもその二種免許状取得後、**特別支援学校(当該領域)**の教員(教諭・講師)として通算**3年間**以上の良好な成績での勤務実績が必要。

※1種免許状に定めようとする領域が一つの場合

→定めようとする領域を担当する教員としての**特別支援学校**での勤務期間

ex 視覚領域を上進する場合、特別支援学校(視覚障害)で3年間以上の勤務実績が必要

※1種免許状に定めようとする領域が複数の場合

→定めようとする領域の**いずれか**の領域を担当する教員としての**特別支援学校**での勤務期間

ex 知的および聴覚障害領域を上進する場合、特別支援学校(知的)で3年以上、もしくは、特別支援学校(聴覚障害)で3年以上、もしくは特別支援学校(知的)と特別支援学校(聴覚障害)合わせて3年以上の勤務実績が必要。

※特別支援学級での勤務期間は含まれない。

取得領域		単位数	1	2	3	4	5	6	合計
特 支 一 種 免 許 状	知的障害に関する教育の領域		A	I	B	C~Hから3単位選択			6単位
	肢体不自由に関する教育の領域		A	I	C	B・D~Hから3単位選択			6単位
	病弱に関する教育の領域		A	I	D	B・C・E~Hから3単位選択			6単位
	視覚障害に関する教育の領域		A	I	E	F	B~D・G~Hから2単位選択		6単位
	聴覚障害に関する教育の領域		A	I	G	H	B~Fから2単位選択		6単位

※ 塗りつぶしの科目は、各領域の免許を取得するために必須の科目である。

※ 単位の選択によっては、他の領域の一種免許状も併せて取得できる。

【取得例④】知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域の二種免許状を所有しており、知的障害領域の一種免許状を取得する場合

→ A、B、Iを含む計6単位が必要。

※塗りつぶしの科目の取得で、肢体不自由領域(一種)と聴覚障害領域(二種)の免許を取得することが可能。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	☆	☆	○			○	○		☆
令和8年度開講科目	○	○	○	○	○			○	

☆・・・必須講座

【取得例⑤】視覚障害領域・聴覚障害領域の二種免許状を所有しており、視覚障害領域の一種免許状を取得する場合

→ A、E、F、Iを含む計6単位が必要。

※塗りつぶしの科目の取得で、聴覚障害領域の免許を取得することが可能

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	☆	○	○			☆	○		☆
令和8年度開講科目	○	○	○	○	☆			○	

☆・・・必須講座

エ 二種免許状に**領域を追加**する場合の取得モデル

- 領域の追加のためには、実務検定として、特別支援学校もしくは、幼稚園、小学校・中学校・高等学校の教員（教諭・講師）として通算して1年間以上の良好な成績での勤務実績が必要。
- 視覚障害領域もしくは聴覚障害領域を追加する場合、当該領域の心理1+指導法1の計2単位必要
- 知的障害領域、肢体不自由領域、病弱領域を追加する場合、当該領域の（心理+指導法）の科目1単位の修得で追加可能。

【取得例⑥】知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域の二種免許状を所有しており、その免許状に聴覚領域を追加する場合

→ G（聴覚障害領域の指導法）+H（聴覚障害領域の心理）計2単位が必要。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	○	○	○			○	☆		○
令和8年度開講科目	○	○	○	○	○			☆	

☆・・・必須講座

【取得例⑦】視覚障害領域・聴覚障害領域の二種免許状を所有しており、その免許状に知的障害領域、肢体不自由領域、病弱領域を追加する場合

→ B（知的障害領域の心理+指導法）+C（肢体不自由領域の心理+指導法）+ D（病弱領域の心理+指導法）計3単位が必要。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	○	☆	☆			○	○		○
令和8年度開講科目	○	○	○	☆	○			○	

☆・・・必須講座

オ 一種免許状に**領域を追加**する場合の取得モデル

- 領域の追加のためには、実務検定として、**特別支援学校**（現在所持している免許状の領域の学校もしくは追加しようとする領域の学校）の教員（教諭・講師）として通算して1年間以上の良好な成績での勤務実績が必要。
- 視覚障害領域もしくは聴覚障害領域を追加する場合、当該領域の心理1+指導法1を含む計4単位必要。
- 知的障害領域、肢体不自由領域、病弱領域を追加する場合、当該領域の心理1+指導法1の計2単位もしくは（心理+指導法）の科目1+指導法の科目1の計2単位の修得が必要。

【注意】香川県では、知的障害・肢体不自由・病弱の領域の科目が、心理等に関する科目と指導法等に関する科目に分けて設定していないため（心理+指導法で1単位）、上記●の条件を満たすことができません。一種免許状に知的障害・肢体不自由・病弱の各領域を追加する場合は、他県等で当該領域の「指導法等の科目」を修得する必要があります。

【取得例⑧】知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域の一種免許状を所有しており、その免許状に聴覚障害領域を追加する場合

→ G(聴覚障害領域の指導法)とH(聴覚障害領域の心理)がそれぞれ2単位、計4単位で領域追加が可能(※G3単位+H1単位もしくは、G1単位+H3単位の組み合わせでも同様)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	○	○	○			○	☆		○
令和8年度開講科目	○	○	○	○	○			☆	
令和9年度開講科目	○	○		○		○	☆		○
令和10年度開講科目	○	○	○	○	○			☆	

☆・・・必須講座

【取得例⑨】知的障害領域・肢体不自由領域・病弱領域の一種免許状を所有しており、その免許状に視覚障害領域を追加する場合で視覚障害領域の二種免許状を所持している場合

→ E(視覚障害領域の指導法)とF(視覚障害領域の心理)の計2単位で領域追加が可能
※二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(2単位)は、すでに修得したものとみなされます。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
令和7年度開講科目	○	○	○			☆	○		○
令和8年度開講科目	○	○	○	○	☆			○	

☆・・・必須講座

カ その他

○ 当該免許状の領域とは別の領域でも同一種類の免許状の取得はできません。

ex 二種免許状(視覚)を所持 → 二種免許状(聴覚)の取得 ×
二種免許状に聴覚領域の追加 ○
一種免許状(聴覚)の取得 ○

一種免許状(視覚)を所持 → 二種免許状(聴覚)の取得は ○

○ 免許状の申請は居住地か勤務校のある都道府県教育委員会に行います。領域の追加の申請は、追加しようとする免許状を授与した都道府県教育委員会に行います。

○ 平成19年の法改正以前の盲・聾・養護学校教諭免許状は以下のように見なされます。

盲学校教員免許状	→	特別支援学校教員免許状(視覚障害に関する教育の領域)
聾学校教員免許状	→	特別支援学校教員免許状(聴覚障害に関する教育の領域)
養護学校教員免許状	→	特別支援学校教員免許状(知的障害に関する教育の領域) (肢体不自由に関する教育の領域) (病弱に関する教育の領域)

○ 平成18年までの旧免許法での既得単位については新免許法での単位として見なすことができます。詳しくは、免許担当までお問い合わせください。

令和8年度以降の認定講習の開講予定（※予定のため、変更及び中止する場合があります）

	A 重複・ 発達障害	B 知的障害	C 肢体不自由	D 病弱	E 視覚障害 (教育課程・ 指導法)	F 視覚障害 (心理・生理・ 病理)	G 聴覚障害 (教育課程・ 指導法)	H 聴覚障害 (心理・生理・ 病理)	I 基礎理論
令和8年度	○	○	○	○	○			○	
令和9年度	○	○		○		○	○		○
令和10年度	○	○	○	○	○			○	

- ・ 本県においては、1年間でいずれかの領域の二種免許状が取得できるように講座の開設を予定しています。また、一種免許状に必要な「特別支援教育の基礎理論に関する科目」については、隔年で開設を予定しています。
- ・ 免許状取得の条件は、免許状を申請する都道府県によって異なる場合があるため、必要単位数などの詳細については、免許を申請する都道府県教育委員会にお問い合わせください。